

建築一式工事における現場代理人の常駐義務の緩和について

令和2年9月30日

四日市市では、公共工事の円滑な執行を図るため、令和2年9月30日（水）以降に公告・指名を行う「建築一式工事」について、現場代理人の工事現場における常駐義務を、以下のとおり緩和することとします。

《常駐義務緩和の適用要件について》

◆以下のすべてを満たす場合、現場代理人を兼任することができます。

- (1) 同一の現場代理人が兼任できる工事は、**3件**までであること。
- (2) 兼任する**3件**の工事の発注者が、いずれも「四日市市（上下水道局、市立四日市病院を含む。）」であること。
- (3) 兼任する**3件**の工事の発注業種が、いずれも「建築一式」であること。
- (4) 兼任する**3件**の工事の工事現場が、いずれも「四日市市内」であること。
- (5) 兼任する**3件**の工事の当初契約金額の総額が、「**1億円未満**」であること。
- (6) 兼任する**3件**の工事の予定価格が、いずれも「**5,000万円未満**」であること。
- (7) 兼任する現場代理人は、専任が必要な工事の主任技術者等を兼ねていないこと。
- (8) 発注者又は監督職員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。
- (9) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐することとともに1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たることが可能のこと。

《兼任する場合の手続きについて》

◆現場代理人を兼任する場合、契約締結時に「現場代理人兼任届」を調達契約課に提出してください。また、調達契約課での確認後、着手届等と併せて、工事担当課へ「現場代理人兼任届」を提出してください。

◆「現場代理人兼任届」は、兼任するすべての工事について提出してください。

《注意事項》

- ◆現場代理人を兼任している場合は、いずれの工事現場における運営、取締り及び権限の行使にも支障がないようになるとともに、監督職員との連絡体制を確保してください。
- ◆契約後に配置する現場代理人は入札参加資格確認申請書にあらかじめ記載した者（予備の者を含む）から選定してください。したがって、申請書に記載されていない者を現場代理人として配置することはできません。また、途中変更については、病気等のやむを得ない事情の場合のみ認められます。
- ◆工事の適正な施工に支障があると判断した場合は、公告・指名において兼任を認めないとする場合があります。

《適用期間》

- ◆この取扱いは、令和2年9月30日から令和3年3月31日までに公告・指名を行う工事に適用します。なお、既に契約を締結した施行中の工事も、上記適用要件をすべて満たせば先行工事として緩和対象とします。

《問い合わせ先》

- ◆四日市市役所 総務部 調達契約課
電話（059）354-8125